

保管金の電子納付をご存じですか？

大変便利で安全な制度です！

☆ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキングやペイジー対応のATM等から納付する方法です。

【電子納付のメリット】

- ATM, インターネットバンキング等で、簡単に24時間365日どこからでも原則納付が可能
 - 振込手数料も原則不要
 - 現金を持ち運ぶ機会が減り、より安全に
 - 郵便切手の予納も不要に（※高地裁の民事訴訟）
 - 裁判所に作成・提出するのは申請書だけ
 - 保管金提出書の提出は不要
 - 一度申請すれば、全国の裁判所で利用可能
 - 残金は速やかに指定口座に振込
 - 還付請求書の提出は不要
 - 使いみちのない郵券が手元に残ることもありません
- （※高地裁の民事訴訟）

☆ご注意

- 以下の電子納付の場合は、裁判所での受入確認が翌開庁日の午前9時以降となります。
 - ◎ 開庁日の午後5時以降
 - ◎ 非開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで））
- 保釈保証金など、緊急を要する保管金を納付する場合は、担当書記官にご相談ください。
- 不動産競売事件の買受申出保証金及び売却代金は電子納付の対象外です。
- 代替金及び追徴保全解放金は、起訴後は事件を審理する裁判所以外では受理できませんので、納付前に保管金提出書を発行した裁判所に、起訴の有無を問い合わせてください。

【電子納付の流れ】

①利用者登録（事前登録）をする。

裁判所に「電子納付利用者登録申請書」を提出し、「登録コード」が記載された「電子納付利用登録票」をお受け取りください。

「登録コード」は、保管金の納付番号等の付与を受ける際に必要となる利用者固有のコードで、全国の裁判所で利用できます。

※ 「電子納付利用者登録申請書」は、裁判所のホームページからダウンロードすることも可能です。

裁判所HP→オンライン手続き→保管金の電子納付について

②電子納付を希望する旨を伝える。

納付前に、担当の書記官等に「登録コード」をお知らせください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

③電子納付をする。

インターネットバンキングやペイジー対応のATM等で納付します。その際は、保管金提出書に記載された「収納機関番号」，「納付番号」，「確認番号」が必要になります。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

登録コード		
収納機関番号	納付番号	確認番号

④裁判所から「保管金受領証書」が届きますので、保管してください。

- 登録コードは、発行を受けてから2年間、保管金の提出や払渡しが行われない場合、抹消されます。抹消された場合は、再度事前登録を行ってください。
- 登録コードと登録コードの取得と同時に設定されるパスワードは、忘れないよう大切に管理してください。

【問い合わせ先】

奈良地方裁判所事務局会計課経理係 ☎0742-88-2616
奈良地方裁判所葛城支部庶務課会計係 ☎0745-53-1012
奈良地方裁判所五條支部庶務課庶務係 ☎0747-23-0261